

年報第 26 号投稿原稿の募集

日本教育政策学会年報第 26 号の投稿原稿(投稿論文、研究ノート)を以下の要領で募集いたします。多くの会員からの申し込みをお待ちしています。

【申し込み期限】

2018 年 9 月 30 日 (必着)

【申し込み方法】

【氏名、所属、住所、電話、ファックス、E メールアドレス、投稿論文または研究ノートの別、論稿題目】を明記して、下記 2 カ所の E メールアドレスにお送りください。タイトル(件名)は、「年報第 26 号投稿希望」として、「日本教育政策学会年報編集委員会」宛で申し込んで下さい。

・送付先アドレス：

araif@tmu.ac.jp

9656.kab0tcha@gmail.com

↑b と t の間はゼロ

申込者に対しては、数日中にメールで申し込み確認の返信をします。確認メールが届かない場合にはご一報下さい。

なお、郵送での申し込みをご希望の方は、下記原稿送付先に申し込んで下さい。受領の返信が必要な方は宛先を明記した返信用のはがきを添えて下さい。

【原稿締め切り】

2018 年 11 月 30 日 (必着)

必要書類一式(「投稿・執筆要領」参照)を同封のうえ、下記宛に郵送でお送り下さい。

・送付先

〒192-0397 八王子市南大沢 1-1

首都大学東京 人文社会学部 教育学研究室

荒井文昭 気付

日本教育政策学会年報編集委員会

【投稿・執筆要領】

投稿にあたっては、年報 25 号または学会 web サイト上の「投稿・執筆要領」を熟読されるようお願いいたします。

※この募集については、インターネット上(学会 web サイト>投稿申し込み)にも記載されています。

目次

年報投稿の募集	1
第 25 回大会報告	2-5
総会報告	6-10
会員企画研究会	11
事務局報告	12

○第 25 回大会が行なわれました。

・2018 年 7 月 7 日～8 日 専修大学神田キャンパス

○次期大会は 7 月 6-7 日に秋田大学で開催します。

・当初は 2019 年 7 月 13-14 日の予定でしたが、7 月 6-7 日に変更となりました。

日本教育政策学会 第 25 回大会報告

大会報告

去る 7 月 7 日(土)～8 日(日)に、専修大学神田キャンパスにおいて日本教育政策学会第 25 回大会が開催されました。会員 76 名、臨時会員 15 名、非会員 23 名、合計 114 名の参加がありました。

この大会では、当学会としては初めての試みとして、海外からのゲストを交えた公開シンポジウムが企画されました。いくつかの研究プロジェクトなどとのコラボレーションで実現したものです。シンポジウムを第 1 日に配置し、シンポジウム登壇者が懇親会に出席することを可能にするようなスケジュール配置もなされました。

シンポジウムテーマは「グローバル教育改革モデルと教育の効果検証システム-英国 Ofsted の経験と日本の教育政策の路線-」で、緊縮財政下での公共の再定義を試みようというものでした。招聘した海外ゲストは、英国の教育水準局(Ofsted)の前主任勅任監察官である Sir Michael Wilshaw(ただし、直前の体調不良で登壇は断念されました)です。英国の事例を受ける形で、日本側からは前文部科学事務次官前川喜平氏、及び名城大学教授木岡



会場：専修大学神田キャンパス

一明氏が登壇されました。コーディネートは大会の実行委員長でもあった広瀬が務めました。

2 日目の課題研究は、中嶋、勝野の担当理事のコーディネートの下で「教育と福祉の統一的保障をめぐる教育政策の課題と展望」をテーマに、愛知県の社会福祉士沢田直人氏をお招きして行われました。

分科会は、例年通り 3 分科会が用意され、活発な議論がありました。

本学会のような小規模な学会の宿命でもあります。会員を複数擁する大学は少数派で、そうでない大学が大会校になるケースが最近増えました。本大会もそうでした。広瀬以外の実行委員の面々は、兼任講師として大会校に関わっていただいておりますが、本務は他大学の大学院生などの若い方々です。そうした方々に実行委員という重責を担わせてしまい申し訳なく思うと同時に、広瀬の無理な頼みにも関わらず皆さん気持ちよく応じてくれたことに感謝しています。実行委員の方々だけでなく、他にも多くの関係者に助けられました。この場を借りてお礼申し上げます。

(大会実行委員長 広瀬裕子：専修大学)



公開シンポジウムの様子

自由研究発表 各分科会から

分科会1

各発表に対して以下のような質問、コメントが寄せられて、考察を深めることとなった。第1発表(横関理恵会員)は、夜間中学の歴史的変容について多様な教育機会の確保の観点から検討するものであった。それに対して、「周縁」概念の整理、東京都が積極的であった理由、外国にルーツを持つ子ども・若者が多い現在に対して異なる視座の必要性について会場から質問が行われた。第2発表(梅澤収会員)は、ESD(Education for Sustainable Development)を教育現場に普及させる際の課題を明らかにするものであった。それに対して、課題の焦点は政策が学校現場の実情に沿っていないことなのか、学校現場の困難にあるのかについて質問があった。第3発表(広井多鶴子会員)は、家庭教育支援法の特徴を戦後の法制に照らして考察するものであった。「家族主義」や「自己責任」といったイデオロギーの問題以上に根深い「文化」の問題があること、国家が親に責任を負わせるという論理立てがいかんにして成立しているのか、憲法26条で「家庭教育」をどう理解するべきかという論点が会場から提起された。第4発表(伊井直比呂会員)は、学習権について憲法学と教育法学とを比較しつつその現代的意義を明らかにするものであった。通説的な理解はないだろうという2010年代の憲法学の見解に対して、旭川学テ判決や子どもの権利条約の解釈によって反論することの是非、現実の課題や当事者性の課題に即して学習権を再考することの重要性が会場から述べられた。第5発表(田原宏人会員)は、福祉と教育の「協働」や「分業」を「能力論」の観点から考察するものであった。それに対して、システム・アプローチとしてはそれが想定していたほどには必ずしも複雑性に対する処理が機能していないという解釈が妥当かどうか、教室を「学級集団」、「生活集団」の概念で区分を設けた場合に、実践的にはこれまで後者は充実していたしこれからも重要であるという指摘が会場から行われた。(二宮祐:群馬大学)

分科会2

分科会2では、①青木茂雄会員(東京高法研／立正大学)による「高等学校新学習指導要領の批判的考察」、②蔵原清人会員(工学院大学名誉教授)による「『高大接続』と高校学習指導要領の改訂」、③永井栄俊会員(東京高法研／立正大学)による「改訂学習指導要領を検証する—キャリア教育の視点を中心に—」、④佐貫浩会員(法政大学名誉教授)による「新学習指導要領の『資質・能力』概念の検討—学力と人格の関係の考察」の計4件の個人研究発表が行われた。(以上、発表順。発表タイトルは大会プログラムに掲載されたものをそのまま引用している。)

青木会員は、地歴科の「歴史総合」や公民科の「公共」を例に挙げながら、新学習指導要領の中で「資質・能力の育成」が強く求められていることについて、その問題性を指摘した。蔵原会員は、「高大接続」の具体的な方策やその問題点、「高大接続」政策が学習指導要領の改訂にどのような影響を及ぼしているのか、詳細な分析を加えた。永井会員は、新学習指導要領で示されるキャリア教育の視点について道德教育を事例としながら検証した後、それが長時間労働や非正規雇用の問題に触れることなく従順な労働者を作り上げようとするものであるとして、批判的な考察を行った。佐貫会員は、新自由主義教育政策における「資質・能力」規定が意味するものを読み解いた後、学力と人格の関係をいかに把握するかという点は戦後教育学において重要な課題として位置づけられてきたことを、坂本忠芳の理論などをもとに指摘した。

いずれも学習指導要領の改訂をテーマとするものであり、共通の課題を深め合うことのできる分科会となった。発表者の間でも非常に活発な討議が行われた。(武井哲郎:立命館大学)

分科会3では4件の研究発表が行われた。①高木加奈絵(東京大学大学院・院生)・小野まどか(新潟医療福祉大学):臨時教育審議会の部会編成に関する一考察、②中村恵佑(東京大学大学院・院生)、③イチヤンヒ(University of Wisconsin-Madison):No Child Behind Waiver and Student Achievement、④井深雄二(大阪体育大学):1952年義務教育費国庫負担法の成立過程分析、である。

発表①では、部会の設置、部会での審議事項、部会への委員の振り分け、部会毎の専門員がいつごろ、どのように決定されたのかを明らかにし、小委委員会の予定が、部会となったことや、部会運営推進派と部会運営時期尚早派とのせめぎ合いがあったこと、委員と専門委員の間の「ステータス」の差の設定をめぐる対立があったことなどが指摘された。

発表②では、キングダンの「政策の窓」モデルを用いて、大学入試の共通テストに関する「問題の流れ」や「政策の流れ」、そして「政治の流れ」という「三つの流れ」を元に分析し、第二次安倍内閣では、「政治の流れ」を形成する内閣の諮問会議と「政策の流れ」を形成する中教審が連携して具体的な政策形成を行うことによって「三つの流れ」が合流し改革が実行され、逆に、第一次安倍内閣ではこの連携がなかったことを明らかにした。

発表③では、アメリカ合衆国の「どの子も置き去りにしない法」(NCLB 法)のWaiversを対象に、フロリダ州のアカウンタビリティ・システムがハイスクールの生徒の成績をあげている可能性のあることが報告され、オバマ政権期の他の施策との関係を含めて討議がなされた。

発表④では、法案段階では学校基準法と学校財政法を一本化され、地方財政調整を地方財政平衡金と義務教育費国庫負担金の二本立てとする構想であったものが、最終的に実員実額半額定率制の教育特定補助金法となって、学校基準法の部分を欠いたものとなった過程が明らかにされた。(佐藤修司:秋田大学)

課題研究「教育と福祉の統一的補償を巡る教育政策の課題と展望」

課題研究「教育と福祉の統一的保障をめぐる教育政策の課題と展望」のシンポジウムは、第25回大会の2日目、7月8日の午前中に行われた。

最初に、勝野正章会員(東京大学)が、「学校は『子供の貧困』対策のプラットフォームになるのか」と題する報告を行った。勝野会員は、「学校は、どのような意味で『子供の貧困』対策のプラットフォームたり得るのか。」と問題提起し、現在主流となっている考え方として、①新自由主義的プロジェクトを受容しつつ、そのなかで平等への配慮を行い、学校とはどのようなものであり何のためのものであるのかについてより拡

張された考え方を志向するもの、②学校がより非排除的で民主的社会の形成にどのような貢献を成しうるかに焦点をあてるものがあることを指摘し、さらに第三、第四の考え方が登場する可能性を指摘したうえで、「子供の貧困」対策が推進されるなかで、学校の役割が変わっていくのであれば、それはどのような問題への対処なのか、何を達成することが求められているのか、また、どのようなより広い文脈の中に位置づけられるものなのかをよりいっそう明確にしておくことが不可欠だ、と指摘した。

沢田直人氏(愛知県・社会福祉士)は、「学習支援における教育・福祉の統合的支援とその評価指標について:子どもの貧困指標の課題から学習支援のあり方とその評価指標を考える」と題する報告を行った。沢田氏は、地方公共団体の学習支援事業が数値的に評価しやすい進学率偏重となる一方、同事業の福祉的役割が評価が困難であるがために抑制される可能性があることを指摘した。そして、「教育・福祉融合支援型」事業は、貧困による困難を抱える子どもに対する包括的・包摂的な社会的支援による発達の権利保障を基本的な理念とする必要がある、と新たな課題を提示した。(中嶋哲彦:名古屋大学)



課題研究

公開シンポジウム：グローバル教育改革モデルと教育の効果検証システム

—英国 Ofsted の経験と日本の教育政策の路線—

シンポジウムは「グローバル教育改革モデルと教育の効果検証システム—英国 Ofsted の経験と日本の教育政策の路線—」と題し、緊縮財政下での公共の再定義をテーマとして日英を比較する形で行われた。

ゲストスピーカーは、英国教育水準局(Ofsted)の前主任勅任監察官 Sir Michael Wilshaw(直前の体調不良で登壇は断念し、事前に用意したペーパーでの参加となった)、前文部科学事務次官前川喜平、及び名城大学教授木岡一明の3氏である。コーディネートは広瀬が務めた。

シンポジウムの趣旨は次のようなものだ。

「公共の再定義が進められる中で、学校教育を中心とした公的教育の運営方法が変わってきている。中央政府、地方教育行政、学校のそれぞれのレベルで新しい公共管理手法の導入が進んでいる。コストを意識した私的セクターの関与、データによる現状把握の手法、政策の土台となるエビデンス収集など、変化は多様な領域に及ぶ。

しかし、詳細なデータや情報に依拠して政策を立てる「文化」と手法を、日本の教育行政は中心的な手法としてきてはいない。そうしたものが十分に育たなかったのかもしれない。1960年代の全国一斉学力調査中止以来、全国的な調査がタブーとなったことの想定外の後遺症という側面もあろう。

公的教育のデータ収集方法とその活用形態を大きく転換させた事例が海外にはある。例えば英国では、勅任視学(HMI)を改変して登場した教育水準局(Ofsted)が、四半世紀をかけて単なる監査機関から膨大な情報を収集・管理・分析する、教育行政の「インテリジェンス機関」ともいべき機構へと脱皮しつつある。Ofsted の数度にわたる改革は、振り返ってみると全国データのコンスタントな収集システムの構築であったと見ることができる。膨大で多角的なデータ収集を背景にして Ofsted が向かっている方向は、訪問監査を大幅に合理化し、限られた人的金銭的リソースを困難度の高い地域と学校に集中的に投入する緩急をつけた支援方式である。この形は、緊縮財政と並行するグローバル教育改革の一形態であろう。視学制

度を根付かせていた英国に選択可能だった形でもある。

緊縮財政の下における公共の再定義は、日本も同様に直面する課題だ。日本型の教育改革はどのような特長をもって進んでいるのか。あるいはどのような展開を展望しているのか。Ofsted を軸にした英国の制度設計と対比しながら、日本の制度の特徴を浮き彫りにしつつ日本の改革の現状と路線について考えてみたい。」

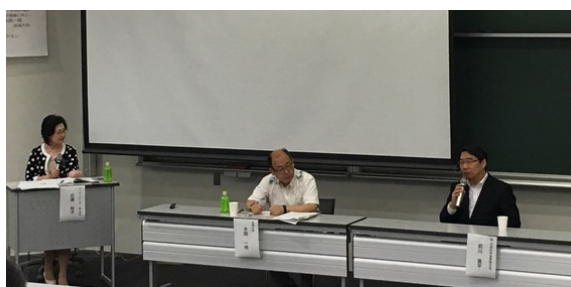
日英比較に当たって注目したモチーフは、イギリスの場合にはアカウントビリティを軸にした教育改革が一定の効果をもたらしたこと、アカウントビリティの担保に中心的な役割を持った Ofsted が、単なる教育に関する監査機関に止まらずに教育に関するデータを一元管理する巨大なシステムを構築して Ofsted の各種ソースを困難校あるいは困難地域に集中して投入することを可能とする「教育行政のインテリジェンス機関」ともいべき組織に進化してきたということだ。

Wilshaw 氏は、Ofsted が高い透明性と明確な監査評価を特徴としてイギリスの教育の質の保証を担うことになった背景には、1970年代の公立学校の質低下が政治問題化したこと、そうした問題に対して中央政府が強いイニシアティブをもって教育改革を強力に進めたこと、その改革が成果を上げたことなどがあることを述べた。そして、Ofsted は高い信頼性を持つと同時に「恐れられる」存在でもあるために、次の段階として、教員への圧力の軽減が喫緊の課題となっていることが示された。

これを受けて前川氏は、日本では学校の独立性はイギリスのように高くはなく、日本の公立学校制度には Ofsted のような監査制度はなじまないとした。日本の現状として、教育行政の領域は緊縮財政の影響を正面から受けており、予算獲得のための「エビデンス」が求められるようになっているものの、財務省を説得しうような「エビデンス」を提示することは容易ではないという生々しい課題も提示された。

木岡氏は、エビデンス作りに関わった経験を踏まえて、日本のガイドラインづくりはマネジメント論に重点を置いた一方で教育方法学視点を欠いていたこと、学問領域の横の連携がなかったために学校評価が政策立案へのエビデンス確保のツール機能を持つことができないという問題があると指摘した。そして、エビデンス提示は、行政官ではなく研究者が関与しなければならないという反省点を浮き彫りにした。

フロアからは多くの疑問やコメントが質問紙を通じて寄せられ、時間の許す限りで登壇者からの応答がなされた。(広瀬裕子：専修大学)



左から広瀬裕子会員、木岡一明氏、前川喜平氏

総会報告

第 25 回大会 専修大学神田キャンパス

2018/7/7 (土) 13:00-14:00

報告事項

1. 2017 年度の学会の活動および会務報告

【会員の現況】

- ・会員数 216 人 うち大学院生 31 人 (2018 年 4 月 1 日現在)
- ・2017 年度新入会員 9 名
- ・2017 年度退会者 4 名
- ・長期会費未納による除籍 1 名

【常任理事会、理事会、大会の開催】

ニューズレター各号を参照のこと

2. 日本教育政策学会年報の編集と発行

- ・年報第 25 号 (特集「教育政策研究の展開と方向性」) を刊行した。
 - ・学事出版と「覚書」を交わし、第 25 号以降学事出版より年報を発行する。
 - ・J-stage への移行は、第 23 号についてはほぼ完了した。
- 第 24 号と第 25 号は今大会終了後アップロードする。

3. 研究活動

【第 9 期課題研究プロジェクト】(2017~2019 年度)

テーマ: 教育と福祉の統一的保障をめぐる教育政策の課題と展望

2018 年 3 月 24 日 (土曜) 13 時~16 時 専修大学神田校舎にて実施

【会員企画研究会】

「デンマークの教育」 2018 年 1 月 28 日 実践女子大学にて実施

4. 日本学術会議協力学術研究団体への登録

- ・2017 年 10 月に申請したが、年俸の表紙に紛らわしい点があったため、今大会後、再度申請する。

5. ニューズレターの「メール・ニュース」化と HP のリニューアル

- ・2017 年秋号、2018 年春号は従来通り郵送するとともに、「メール・ニュース」も送付した。
- ・2018 年秋号からは基本的に「メール・ニュース」のみとする。
- ・今年度の大会以降、新しいホームページを運用する。

6. バックナンバーの在庫・配布・処分

- ・2017 年度の総会で刊行後 5 年を経過した年報は 10 冊を残して処分すると決定した。
- ・2017 年の事務局の移転に伴って、一定の冊数を処分するとともに、会員内外の希望者に年報のバックナンバーを送付した。
- ・今後は、残部が 10 冊未満の号を除き、会員の希望者に送付する。

審議事項**1. 2017 年度の会計決算および会計監査** <資料 1>

- ・ 2017 年度 100%納入金額からみた 2017 年度会費納入率（金額ベース） 82.4%（昨年度 93.8%）
- ・ 会計監査より承認を得た。

➤ 承認

2. 2018 年度の学会活動計画**(1) 教育政策に関する研究活動の推進**

- ・ 大会の開催
- ・ 学会誌の編集・発行
- ・ 課題研究プロジェクトの実施
- ・ 会員企画研究会への補助など、会員による研究会開催の支援
- ・ 会員による国際研究交流の支援
- ・ 学会活動および研究成果の発信

(2) 会員への情報提供、会員同士の交流の促進

- ・ ニュースレター、メール・ニュースの発行
- ・ ホームページのリニューアル

(3) 他の学会等との研究交流

- ・ 学会刊行物、大会開催の情報提供・交換
- ・ 日本学術会議の企画への参加

➤ 承認

3. 2018 年度の会計予算 <資料 2>

➤ 承認

4. 年報編集委員会規程の改正 <資料 3>（現行規程と改正案の比較）**【改正理由および改正の内容】**

- ①編集委員の選任は、現状の運用に合わせ、理事会ではなく常任理事会が行い、理事会の承認をえるものとする。（第 2 条 1 項）
- ②現行規定では、編集委員のうち 4 名は「理事」となっているが、理事以外の会員からも広く編集委員を選出するように、理事は 2 名以上とし、常任理事会から選出する（第 2 条 2 項）。
- ③現行規定では委員長（理事）および副委員長は委員会の互選で定めることとなっているが、常任理事会と編集委員会との連携をスムーズにするため、常任理事会が常任理事の中から編集委員長を選ぶこととする（第 3 条）。委員長が止むを得ず常任理事会を欠席する場合などに備え、副委員長についても同様に常任理事から選ぶ。なお、現状でも編集委員長と副委員長は常任理事である。
- ④編集委員は役員選挙の年度で一斉に入れ替わるのではなく、総会時に委員の一部が交代することで業務の継承をはかっている。そのため、現状では編集委員長としての任期と編集委員としての任期がずれる場合がある（たとえば、編集委員を 2 年務めた人が、選挙で理事に就任し、新たに編集委員長になった場合など）。そのずれを解消するために、「理事から選ばれた委員の任期は、理事の任期と同じものとする」（新設第 5 条）。
- ⑤改廃規程を設ける（第 11 条）。

➤ 承認

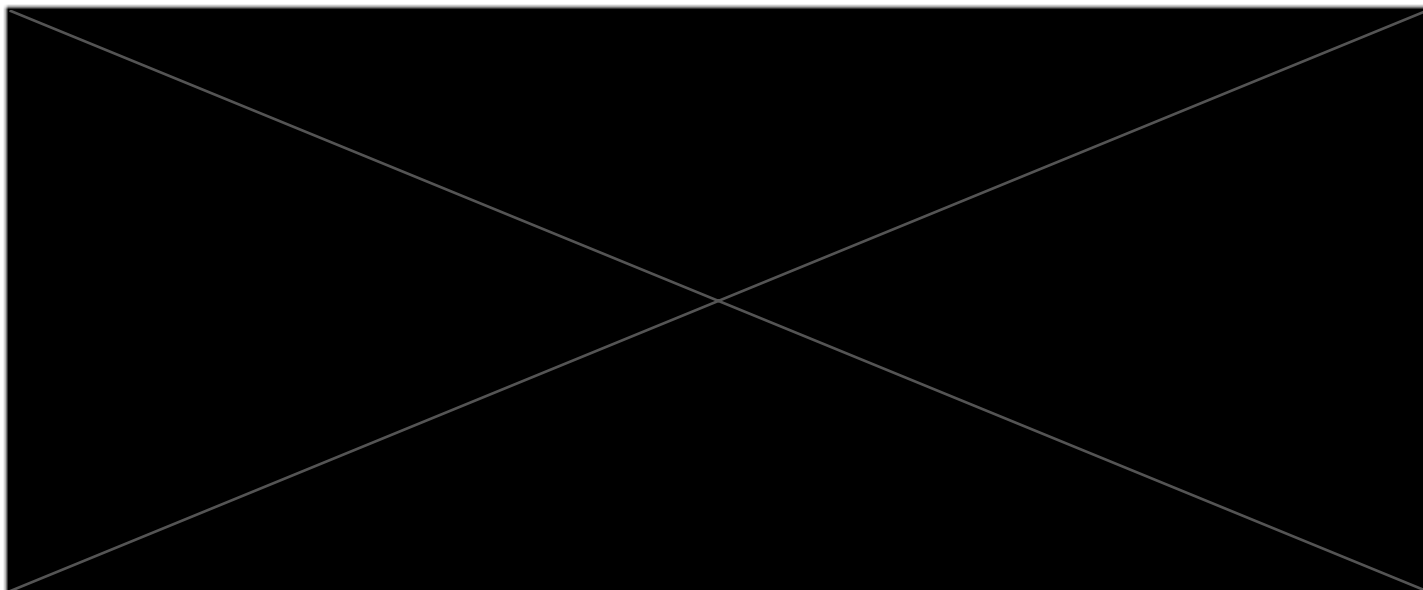
5. 2019 年度第 26 回大会会場校及び日程

秋田大学 2019 / ~~7 / 13(土)-14(日)~~ ▶ [変更] 7 / 6(土)-7(日)

➤ 承認

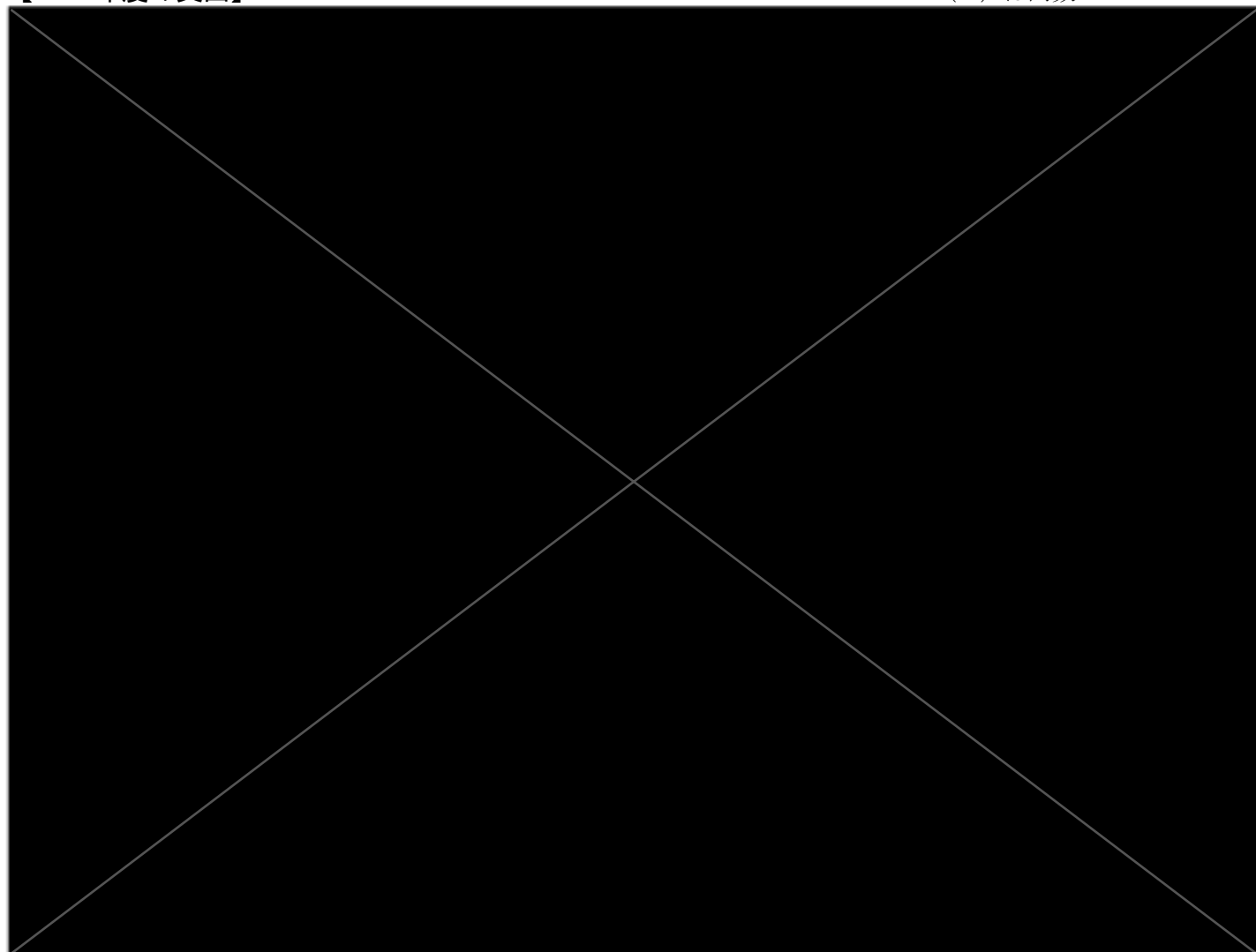
<資料1>

【2017 年度の収入】



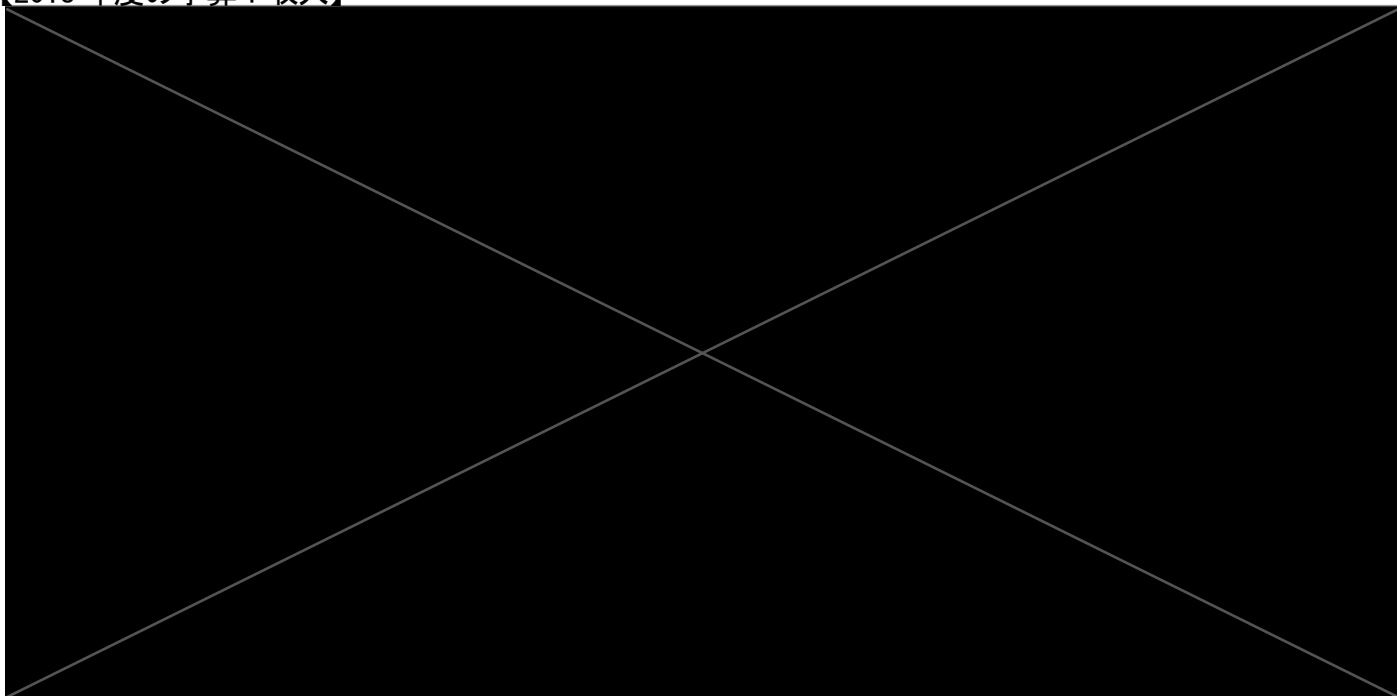
【2017 年度の支出】

() は内数

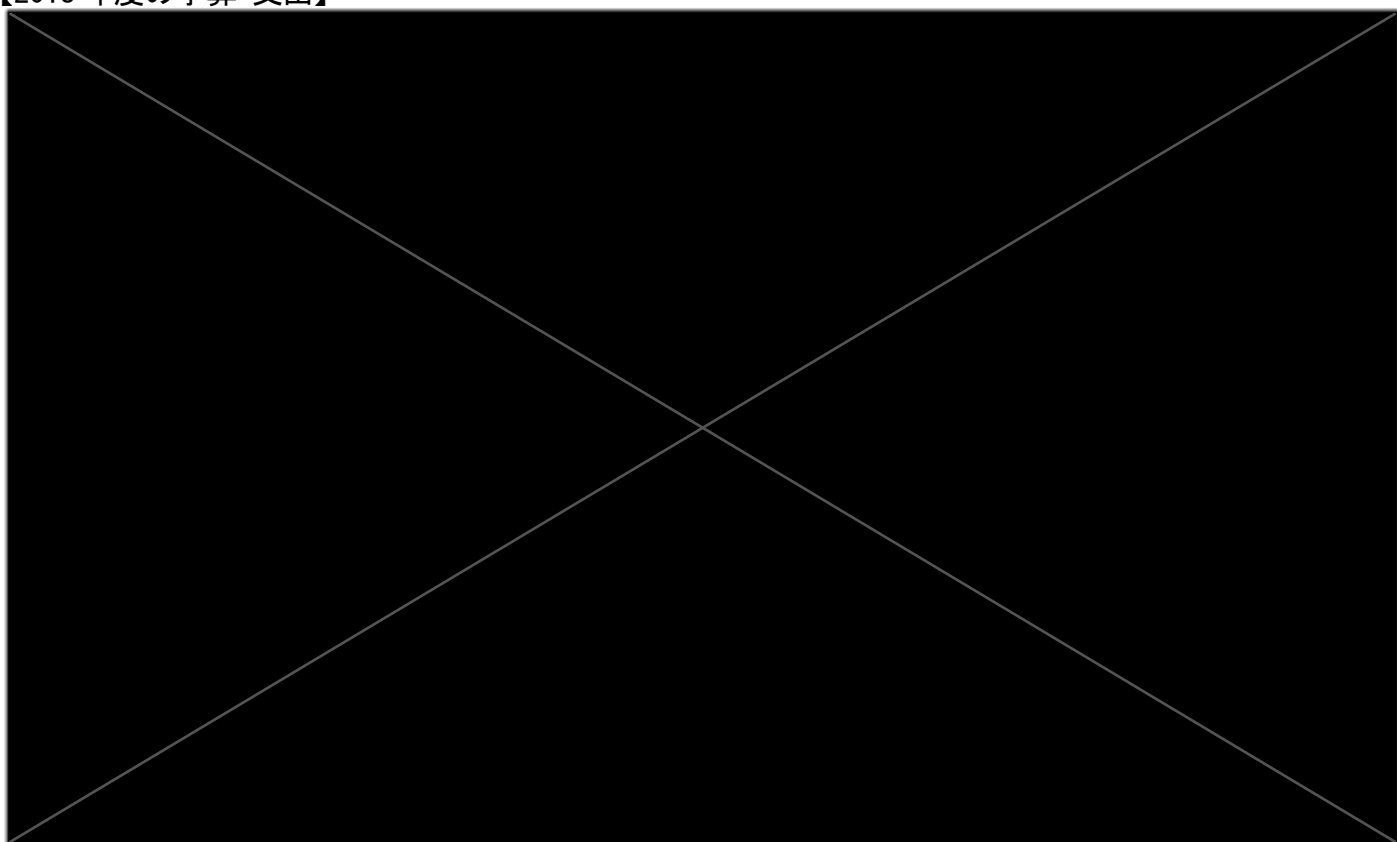


<資料2>

【2018 年度の予算：収入】



【2018 年度の予算：支出】



<資料3>

【年報編集委員会規定 現行規程と改正案との比較】

改正案	現行
第1条 日本教育政策学会年報編集委員会（以下、「編集委員会」という。）は、学会誌『日本教育政策学会年報』の編集及び発行に関する事務を行なう。 第2条 委員は、<u>常任理事会</u>が会員の中から選出し、<u>理事会の承認を得る</u>。 2 委員の定数は10名以上12名以下とする。ただし、うち、<u>少なくとも2名は常任理事</u>から選出する。 第3条 <u>委員長及び副委員長は、常任理事会が、委員に選出された常任理事の中から選出し、理事会の承認を得る</u>。 第4条 委員会の互選により常任委員若干名を選出する。 2 委員長、副委員長及び常任委員は、常任編集委員会を構成し、常時、編集実務に当たる。 第5条 委員の任期は3年とし、交代時期は毎年度の総会時とする。<u>ただし、理事から選ばれた委員の任期は、理事の任期と同じものとする</u>。 （以下、条数を変更） 第11条 <u>本規定の改廃は、常任理事会が発議し、理事会で決定する</u>。	第1条 日本教育政策学会年報編集委員会（以下、「編集委員会」という。）は、学会誌『日本教育政策学会年報』の編集及び発行に関する事務を行なう。 第2条 委員は、<u>理事会</u>が会員の中から選出する。 2 委員の定数は10名以上12名以下とし、うち<u>4名は理事</u>から選出する。 3 委員長は、理事会の<u>理事</u>の中から選出する。 4 <u>委員会の互選により委員長1名、副委員長1名及び常任委員若干名を選出する</u>。 5 委員長、副委員長及び常任委員は、常任編集委員会を構成し、常時、編集実務に当たる。 第3条 委員の任期は3年とし、交代時期は毎年度の総会時とする。 （新設） （新設）

＜会員企画研究会報告＞

第三者機関による学校評価はどのように行われているか —Ofsted の実践から学ぶ—

日時：2018年7月14日（土）10：00～12：00

企画者：高木加奈絵（東京大学大学院）

話題提供者：井田浩之氏（城西大学・助教）

佐々木織恵氏（東京大学・特任助教）

参加者：11名

イギリスでの第三者機関（Ofsted）による学校評価の仕組みは、日本の教育行政においても注目され、その導入が検討されている。本研究会では、元 Ofsted 長官のマイケル・ウィルショール氏をお招きする予定であったが、同氏が急な体調不良で来日がかなわなかったため、企画内容を一部変更して研究会を行った。

まず企画者である高木より、Ofsted の概要を説明と企画の趣旨説明を行った。その後、話題提供者から論点を提示してもらいながら、Ofsted による学校・教員・教育内容評価の概要について理解を深め、フロアとも議論をしていく形式で進めた。

井田氏には、ナショナルカリキュラムの実施状況が学校評価や教育評価にどのように用いられ、Ofsted はどのように評価しているのかに焦点を当て、話題提供をしていただいた。その際、実際に Ofsted が出している『年次レポート』の内容を紹介していただいたことにより、同機関による教育評価が詳細かつ専門的であることが浮き彫りとなった。

この話題提供を基に、Ofsted による教育評価の内容が、学校での実践を的確に理解し、かつ納得できる評価基準のもとで水準を維持していることへの驚きがフロアから出されると共に、次のような議論がなされた。すなわち、①日本で Ofsted のような評価を行うとすれば、文部省の教科調査官が行うのか、都道府県の指導主事が行うのか、②教科調査官や指導主事のレベルで果たしてこれだけの評価が可能なのか（日本でそうした専門家を育成することは可能かどうか）、③イギリスのナショナルカリキュラムはあくまでも学校カリキュラムの最低基準であり現場が実践を工夫できるが、日本では学習指導要領—教科書の枠を超えた教育実践を行えないのではないか、といったものである。この論点は、次の話題提供者の佐々木氏の部分でも継続して議

論がなされた。

後半は佐々木氏から、日本とイギリスの学校評価制度を、「成果管理」の視点から話題提供していただいた。具体的には、①Ofsted による成果管理は教師の専門性や教育実践をどのような面で向上させ、どのような面で抑制するのか、②学校評価制度は評価者—被評価者間の権力関係や学校内の組織構造の問題を克服できるのだろうかという危惧が、先行研究や佐々木氏の紹介した事例から報告された。

これに対してフロアからは、①成果管理の問題点に関する指摘がなされているのは 1994～2000 年に Ofsted 長官であった Chris Woodhead 時代の批判であり、現在の Ofsted に対する批判としてはあたらなないものもあるのではないかと、②Ofsted が紆余曲折を経て教育行政の「インテリジェンス機関」となっているとすれば、Ofsted の機能をもう少し別の側面から考察した方が適切ではないかという意見が出された。

他方で、③やはり日本では学習指導要領—教科書という教育内容の統制が効いているため、日本で Ofsted のような教育の質保証のための学校評価制度を構想する必要があるのかどうか（良くも悪くも質は保たれてきたのではないかと）、④現在でも Ofsted の目標管理に対する批判や危惧はあるのではないかと、⑤教育の質を高めるような評価者をどのように養成するかという議論もなされた。

議論は尽きなかったが、非常に有益な議論が展開され、改めて日本の教育行政・政策について理解を深める機会ともなった。大変つたない司会でご迷惑をおかけしましたが、改めて、話題提供者のお二人とフロアの皆さまに感謝いたします。（高木加奈絵：東京大学大学院）



研究会当日の様子

事務局から

〔送付先〕

〒192-0397 八王子市南大沢 1-1
 首都大学東京 都市教養学部
 教育学研究室 荒井文昭 気付
 日本教育政策学会年報編集委員会

○メールアドレスの登録・変更について

- ・2017 年度より諸連絡をメールニュースでお伝えしています。メールアドレスが未登録、または、変更になった場合は、事務局までご連絡ください。

○新しい学会ホームページについて

- ・2018 年 7 月より、web サイトが新しくなりました。新しいサイトの URL は【 <http://jasep-web.jp/> 】です。旧サイトのトップからもリンクを貼っています。
- ・旧サイトも残しますが、今後は更新は反映されません。ブックマークされている方は、変更をお願いします。

○2018 年度までの年会費の納入のお願い

- ・年会費の納入をお願いします。
 一般会員 8000 円 学生院生会員 5000 円

〔郵便振替口座記号番号〕

00160-2-630596

加入者名：日本教育政策学会

〔ゆうちょ銀行口座〕

〇一九店 当座 0630596

○「会員企画研究会」にご応募ください

- ・会員が企画する研究会に、1 件 1 万円の補助をします（資料の作成代、会場使用料、開催通知の作成等）。希望される方は、学会事務局にメールで申請してください。申請書は学会 web サイトからダウンロードしてください。

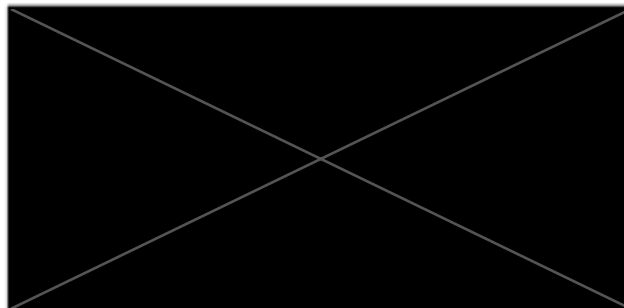
http://www.jasep.jp/kaiinkikaku_s.html

- ・助成を受けた場合は、研究会を学会会員に対し公開し（学会 HP 等に掲載）、研究会開催後、その概要を事務局に報告してください（HP、ニュースレターに掲載）。

○図書の寄贈について

- ・寄贈していただいた著書等は学会ホームページに掲載しております。また、寄贈していただく場合は、事務局ではなく、年報編集委員会にお送りください。

○新入会員（2018 年 4 月～8 月 あいうえお順）



○バックナンバーをお送りします

- ・年報のバックナンバーを希望される方は事務局までご連絡下さい。勤務先の図書館や研究室への寄贈、学生指導等にご活用下さい。
- ただし、以下の号は欠号です。1 号、18 号、20 号、21 号

○事務局連絡先

- ・事務局長：広井多鶴子
- ・住所：〒150-0011 東京都渋谷区東 1-4-9
 実践女子大学人間社会学部 広井多鶴子研究室 気付
- ・Email：kyoikuseisaku@gmail.com

編集後記

今期も引き続き事務局幹事をつとめております、町支大祐（立教）です。よろしくお願いいたします。

連日、全国高等学校野球大会（甲子園）での熱戦が続いています。これまで通り、ひたむきかつ未完成の高校生たちのプレーが感動を呼び、クローズアップされる一方で、近年は、選手の疲労や学校側の負担、女性に対する対応などにも注目が集まっています。

教育に対する見方や価値観が変わりつつあることの一つの象徴のようにも感じます。そういった転換期に、自分（達）が果たせる・果たすべき役割はなんなのかと改めて考えるキッカケになりました。